

種別・項目別		出席停止期間
(1) 第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	
(2) 第二種	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変化する恐れが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。)	
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	
	百日咳	
	麻しん（はしか）	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
	風しん	
	水痘（みずぼうそう）	
	咽頭結膜熱（プール熱）	
	新型コロナウイルス感染症	
(3) 第三種	結核	病状により学校医およびその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
(4)	流行性角結膜炎	治癒するまで
	急性出血性結膜炎	
(5)	その他の感染症 ※1 (学校での流行を防ぐために出席停止扱いが必要と考えられる感染症)	予防処置の実施の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者また感染の疑いがある者	
	第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者	
(6)	第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適切と認める期間
	第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	
(7)	第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適切と認める期間
	第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者	